



平成 26 年 4 月 1 日

海事局 船員政策課

問い合わせ先

国土交通省海事局

船員政策課

伊崎 内線 45-103

木内 内線) 45-133

直通) 5253-8651

FAX) 5253-1643

第 1 回 ILO 海上労働条約特別三者委員会の開催について

第 1 回 ILO 海上労働条約特別三者委員会は、2013 年 8 月に発効した海上労働条約 (MLC, 2006) (我が国は 2014 年 8 月発効) 第 13 条に基づき設立された官労使三者が参加する委員会です。

本委員会においては、当該条約の採択以降も引き続き議論されてきた「船員の送還及び船員の死傷病に関する船舶所有者の金銭上の保証等」に関して、労使共同で提出された当該条約コードの改正提案を中心に議論されることとなっています。

記

1. 日 時 平成 26 年 4 月 7 日 (月) ~ 同年 4 月 11 日 (金)
2. 場 所 ILO 本部 (スイス・ジュネーブ)
3. 出席者 政府代表 : 船員政策課 課長補佐 (総括) 田中 圭介
同 課 課長補佐 木内 智久
4. 議 題 (1) 3 副議長の指名及び任命
(2) MLC, 2006 のコード改正に対する提案の検討
(3) MLC, 2006 実施に関する情報交換 等